

《主要施策に係る資料集》

結集！しまねの子育て協働プロジェクト

【背景】

①事業連携の視点

地域で取り組まれている教育活動がばらばらに実施されており、それぞれの取組が独自の判断で地域住民との関わりを持つ場合が多く、地域によっては効率の悪い取組となっている。

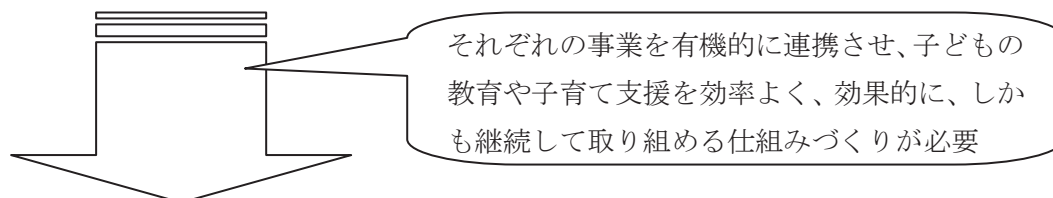
②人材の視点

事業毎にコーディネーターやリーダーを配置しているため、地域に取組の中心となる人材の確保に苦慮している。また、取組の支援者（ボランティア）についても事業ごとに依頼があるので調整して欲しいとの要望がある。

③経費の視点

年々事業費は削減されており、単独の事業では継続的な取組が難しくなっている。また、個々の事業には年限があり、継続的な取組に移行する仕組みづくりが必要である。

ふるさと教育推進事業	学校支援地域本部事業	放課後子ども教室推進事業
推進計画、ネットワーク会議 教員研修、ボランティア研修	地域教育協議会 学校支援ボランティア研修	検討の場の設置 指導者、支援者の研修
特別非常勤講師、地域講師 ボランティア	地域コーディネーター 学校支援ボランティア	コーディネーター、安全管理員 学習アドバイザー、ボランティア
第3期 H23～H25	概ねH25まで	



【有機的な連携のイメージ】

①センターの設置

情報と人材を集め、総合的に企画・調整・連絡を行う取組の拠点を設置する。(学校支援地域本部をイメージ)

②コーディネーターの配置

学校支援・放課後支援・家庭教育支援の取組を総合的に調整するコーディネーターを配置する。(複数配置も想定)

③人材の育成と管理の効率化

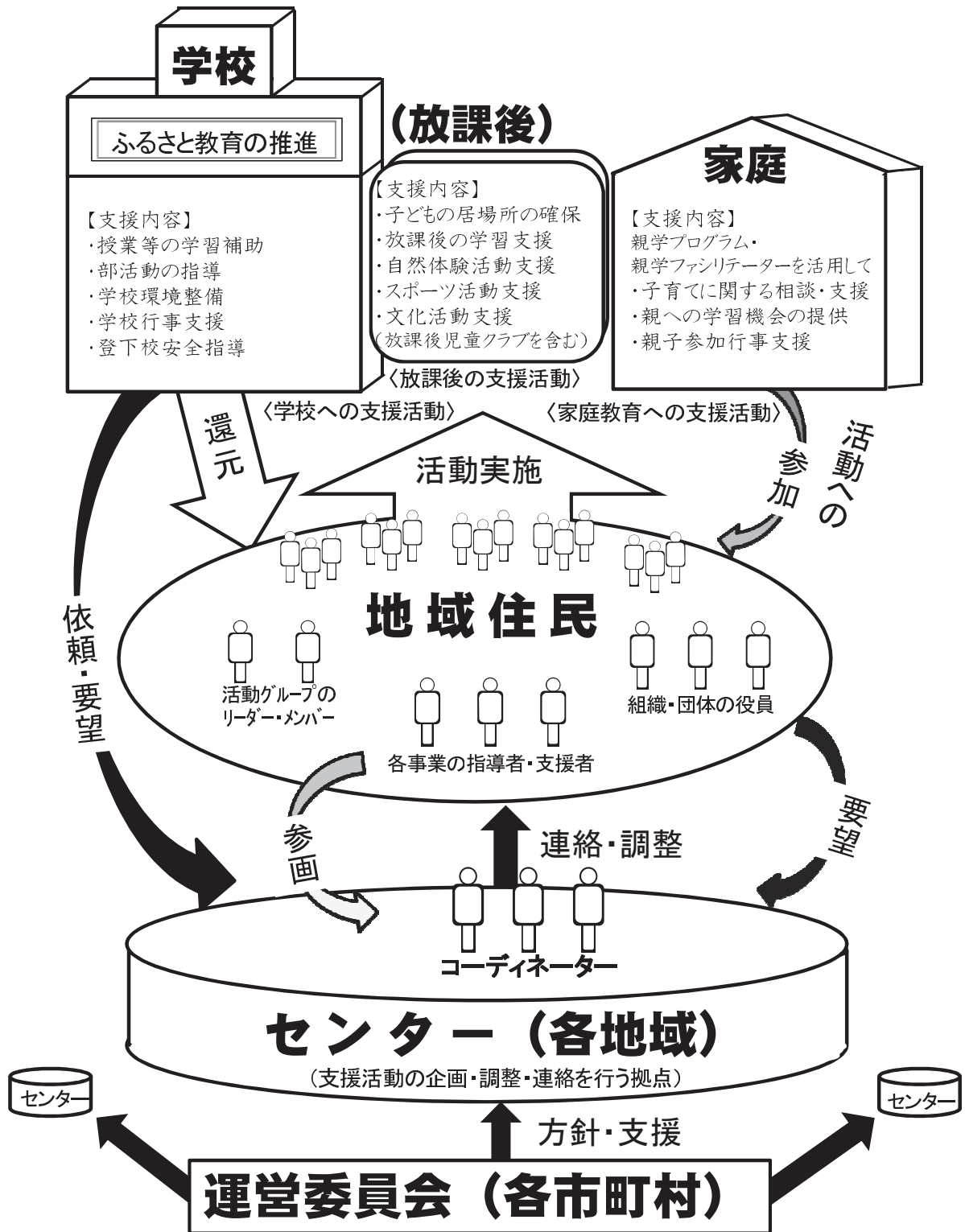
研修会の効果的な開催、人材バンクの管理と活用の一元化、諸団体との協力体制の構築等を進める。

④運営組織の一本化

効率よく、効果的に検討が進められるように組織を1つにする。

市町村独自の事業に発展させる

新たな仕組みづくりのイメージ図



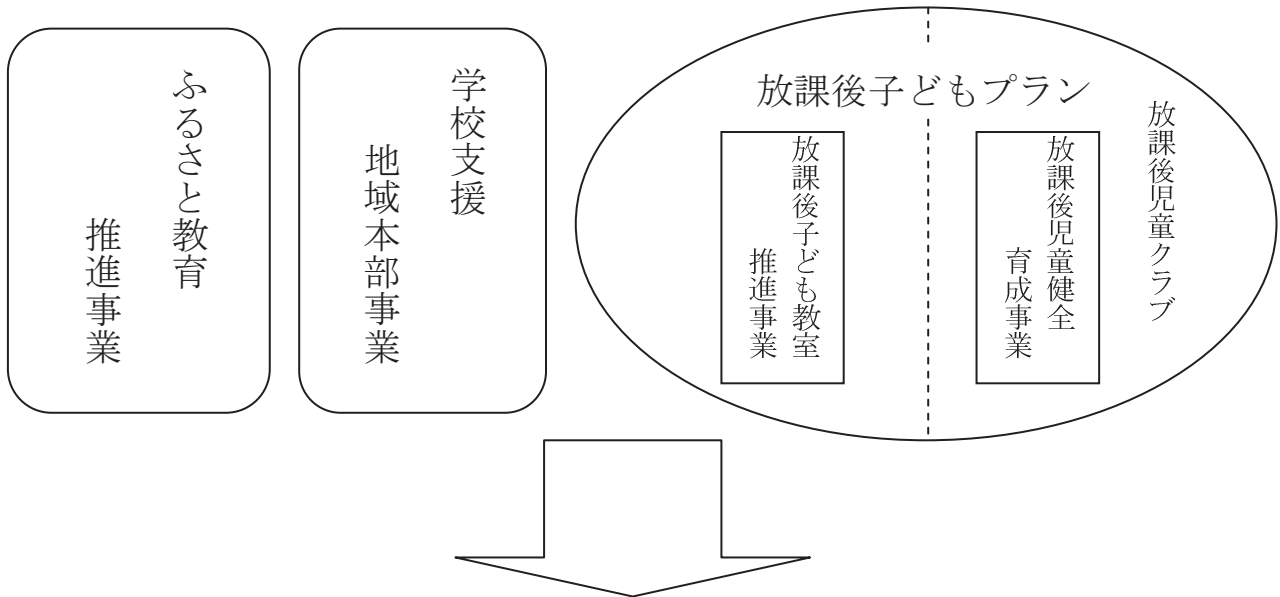
センターのイメージは、学校支援地域本部をモデルにしています。公民館やボランティアセンターのほかに、学校の空き教室にセンターを設置する地域もあるでしょう。

センターには、コーディネーターがいて、学校への支援活動、放課後の支援活動、家庭教育への支援活動に関するニーズや情報を集約し、総合的にコーディネートします。

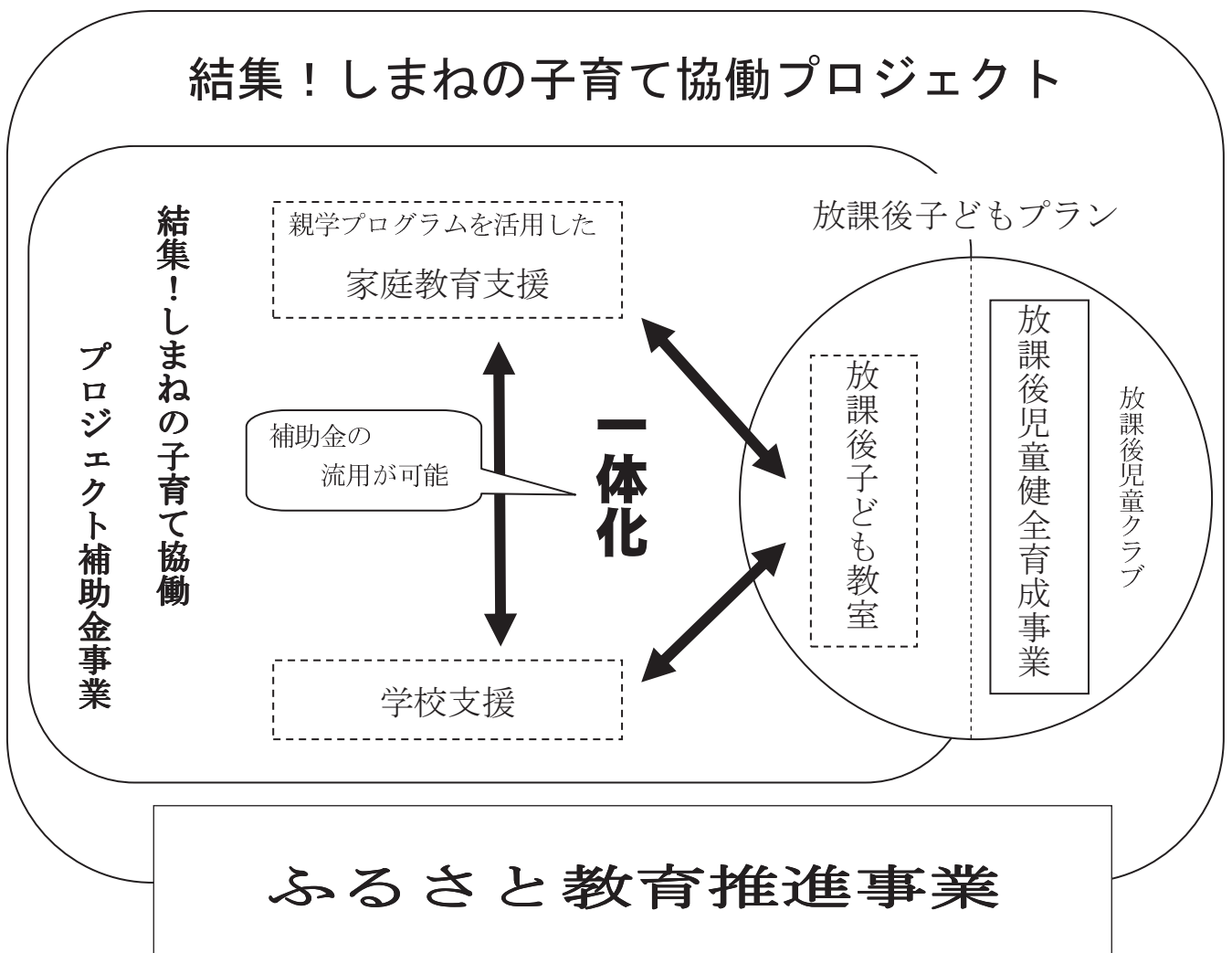
保護者や地域住民は、従来 of 事業ごとの活動ではなく、自分が希望する時間や内容に応じて活動することができます。

平成23年度と平成24年度の取組の比較

平成23年度「学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実」の取組

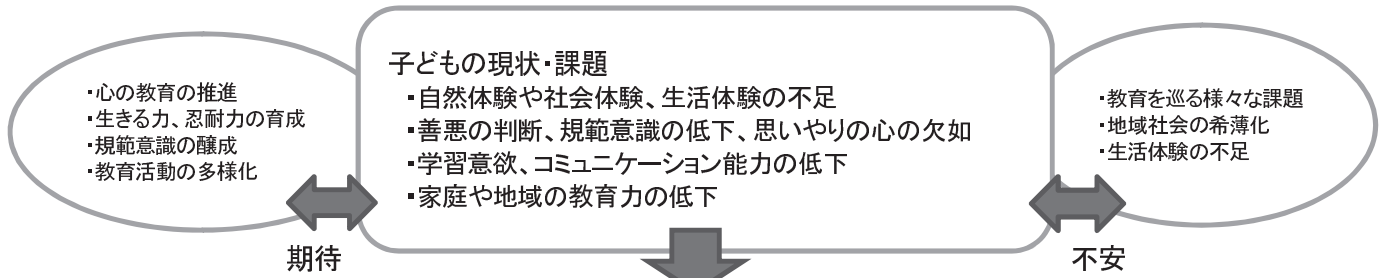


平成24年度「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の取組

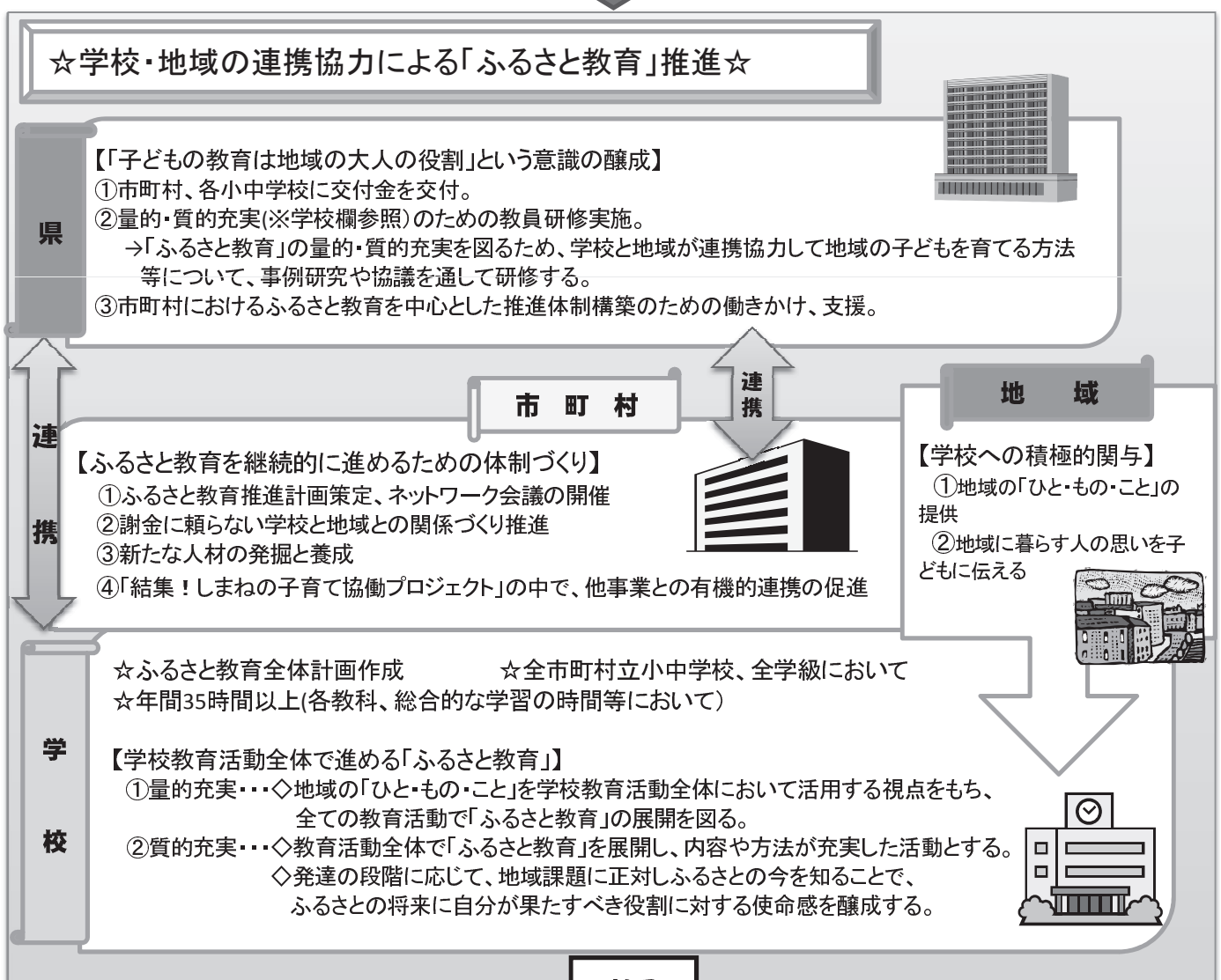


ふるさと教育推進事業

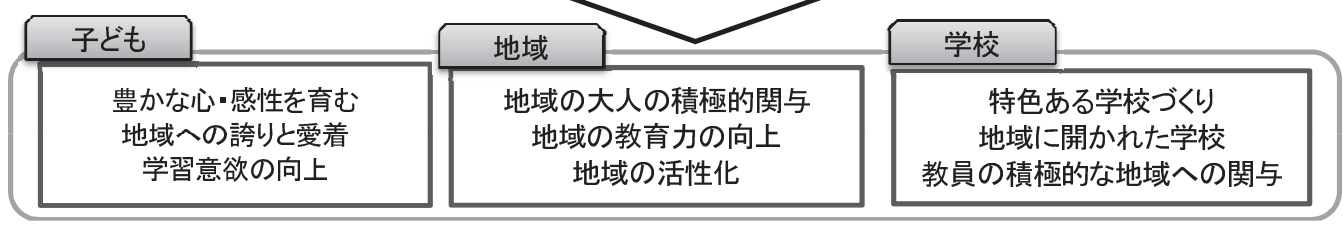
社会教育課



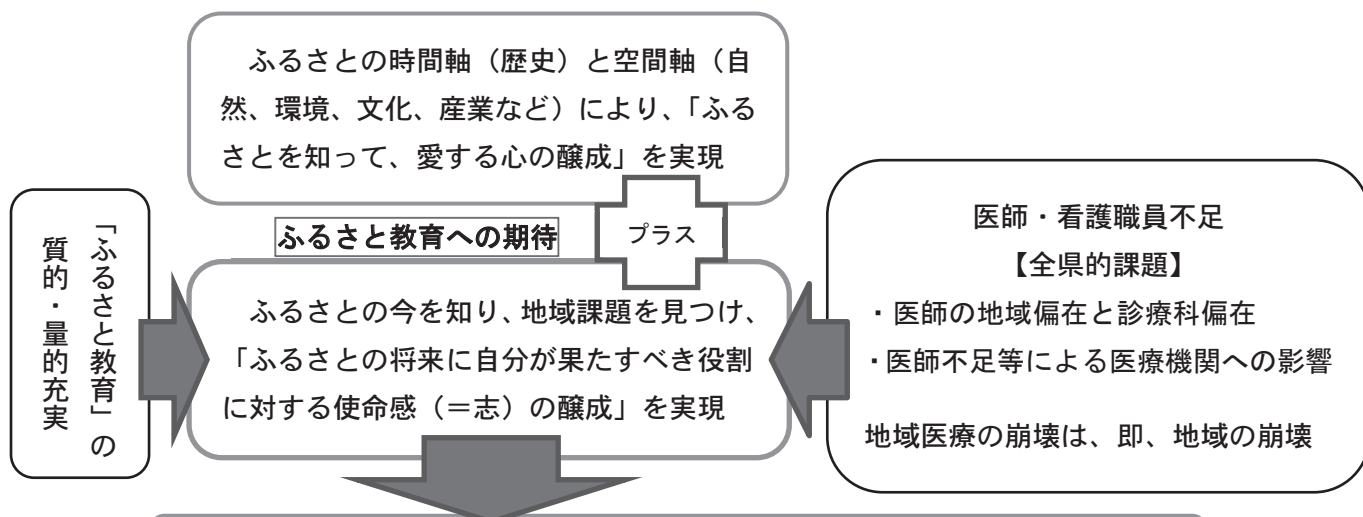
「しまね教育ビジョン21」
 ☆ふるさとと島根への愛着を深め、ふるさにと誇りをもつ子ども
 ☆心豊かでたくましく、明日の島根を担う子ども



効果



地域課題（地域医療）に即した「ふるさと教育」



地域課題（地域医療）に即した「ふるさと教育」の推進

◇ねらい

島根県の地域医療の現状及び課題を知り、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割について考えることができる。

◇主な対象

小学校5・6年生及び中学校1年生

◇内 容（例）

1. 地域医療の現状及び課題を知る

① 島根県健康福祉部医療政策課作成資料「島根県の医療について」及びDVD「知ろう！学ぼう！医療の現場～明日のしまねを支える君たちへ～」の活用【県内全小中学校へ配布】

② 医療関係図書による調べ学習

③ 学校医等の医療従事者の講義

2. ふるさとの将来に自分が果たすべき役割について考える

① 調べ学習等のまとめと発表

② 学校医等の医療従事者との懇談

3. その他

医療現場の見学・体験（職場体験学習とのリンク）など

児童・生徒の発達段階と学校及び地域の実情に応じた実践（2～10時間程度）

～地域課題（地域医療）に即した「ふるさと教育」を実施する場合～

◆ 県はその活動に係る経費を通常のふるさと教育とは別に市町村を通して交付します。

【平成24・25年度の2年間限定】

◆ 交付金額・・・小学校1校あたり10万円（上限）、中学校1校あたり20万円（上限）

◆ 対象経費・・・需用費（調べ学習用図書費【医療に関連する図書のみ】、資料代、文具等）、報償費（謝金）、旅費、役務費（郵便料、電信電話料、バス運賃等）、使用料（会場使用料、借り上げバス代等）

※ 調べ学習用図書費は、小学校5万円、中学校10万円を上限とします。

◆ 申請方法・・・通常のふるさと教育に併せて実施計画書等を提出してもらいますが、それとは別に当該年度内に追加募集を行う予定です。

◆ その他・・・全小中学校へ配布する資料及びDVDの積極的活用をお願いします。

学校支援活動

結集！しまねの子育て協働プロジェクト

ふるさと教育

有機的な連携

放課後支援

家庭教育支援

学校支援



地域の実情に応じた組織や仕組みづくり

協力依頼

市町村運営委員会

学校支援

コーディネーター

調整

学校支援ボランティア(無償)

【学習支援活動】

【部活動指導】

【環境整備】

【登下校安全指導】



【退職者】

【有資格者】(免許取得者)

(例) 教員、社会教育主事、司書、学芸員、情報処理技術者、保育士、看護師、栄養士 等

【様々な仕事・特技を持つ人】

(例) プロアマスポーツ経験者、海外勤務経験者、造園業、大工、レクリエーション指導、調理師、和裁・洋裁等

学校支援活動に参加する
意欲のある地域住民が協力

社会教育で学んだ成果を生かす場に

子どもと向き合う時間の拡充

地域の教育力の向上

島根県の放課後子どもプラン

平成19年度から国の放課後子どもプラン推進事業がスタートし、各市町村においては地域の実情に応じながら、留守家庭の児童に対し毎日の生活の場を提供する「放課後児童クラブ」に加え、地域の大人たちが異年齢の子どもたちに交流・体験の場を提供する「放課後子ども教室」の開設も進み、着実にその推進は図られています。

◇島根の放課後子どもプランとは？

地域の宝である子どもを地域全体で育むという基本理念に基づき、群れて遊ぶことが少なくゲームやテレビで過ごしがちな子どもに、地域の大人たちの力を結集して放課後や休日を健やかに過ごすことができる環境を保障し、地域での子どもの育ちを支えようとするものです。

プラス

この取組を通して、次のような目的意識を持つことも大切です。

①地域の教育力の再構築

「放課後子どもプラン」は、地域の教育力を再構築していく具体的なきっかけとなるものであり、できるだけ多くの地域住民が参画し、広く情報を共有することで、大きな推進力にしていくことが望まれます。

②学校と地域社会との連携協力や信頼関係の構築

学校と地域社会との連携協力や信頼関係の構築に向けて、「放課後子どもプラン」を十分に活かしていく必要もあります。

③家庭の教育力の向上

保護者を便利なサービスの利用者の側に留めておくのではなく、例えば地域の様々な行事や活動とつながるきっかけを提供するなど、「放課後子どもプラン」を家庭の教育力の向上に結びつけていくという理念を持つことが重要です。

◇島根県では、次のように推進されることをめざしています。

1

社会総がかりで子どもの育ちを支える気運の醸成と仕組みづくりのため、すべての小学校区ごとに地域内の子どもの放課後や休日の過ごし方が検討・対応される場づくりをめざします。

2

国庫補助事業である「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」の推進をはじめ、放課後の子どもたちを対象とした様々な取組が、地域の実態に応じて、相互に連携協力しながら総合的・体系的に推進されることをめざします。

3

関係機関が、より連携を強め、取組の推進にあたることをめざします。県の関係各課も連携体制を確立し、関連施策の推進をはかります。

例えば…、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携をはじめ、「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の他の事業との有機的な組み合わせ（検討の場等の一本化、合同研修会の実施、コーディネーターの兼務、各事業の枠を超えた相互連携活動等など）により、地域全体で子どもの育ちを支える教育支援活動等が推進されることをめざします。

◇プラン推進のポイントは「地域内の子どもの放課後や休日の過ごし方が検討・対応される場づくり」です。

放課後子どもプランの進め方



1
地域の子どもたちにとって、「放課後や休日に安全で安心できる生活の場があるのか。」「異年齢など多様な関わりや群れて遊ぶ機会があるのか。」「様々な活動や体験の機会があるのか。」など、放課後や休日の地域での過ごし方について地域（小学校区程度）で検討する場を作る。

2
検討をもとに地域ごとに子どもたちの生活や活動の形をプランニングする。

3
プランに沿って地域の実態にあった活動に取り組む。

「検討の場」を地域の子どもの育ちについて関係者の共通理解やネットワーク化を図る場に

※関係者：放課後子ども教室や放課後児童クラブの関係者、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者（公民館等）、児童福祉関係者、PTA関係者及びスポーツ少年団関係者や子ども会関係者など、放課後や休日に地域の子どもたちと関わる多くの地域住民

例えば…

- ① 特別な支援が必要な子どもの様子やニーズ等を把握し障がいのある子どもや不登校の子どもたちもともに地域で活動できる取組にするためには、学校と家庭だけの連携ではなく、放課後や休日に子どもたちと関わる子ども教室や児童クラブ、そしてスポーツ少年団や子ども会、公民館などの関係者も相互に連携する必要があります。
- ② 保護者が子ども教室や児童クラブなどを単に便利なサービスの享受と考えるのではなく、できるだけ積極的に地域の取組に関わっていく姿勢をもつためにも、検討の場にPTA関係者が参加するのはもちろんですが、検討の場を通して放課後や休日に子どもたちに関わる多くの関係者が「保護者と地域との接点」や「保護者の参画」を意識することも必要です。
- ③ 学校も地域のニーズや活動の内容に関心を持ち、家庭や地域とともに子どもを育てていくという思いをさらに強くするためにも、検討の場を通じた家庭・地域社会との連携強化が必要になります。

10市町115校区に設置

◇プラン推進のポイントは「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の活用です。

放課後子どもプランは地域の実情に応じ、地域にある既存の組織や取組などをうまく活用・連携しても進めていくことはできます。しかし、国庫補助事業である「放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）」と「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」という2大メニューを活用することは大きなポイントです。

「放課後子ども教室」

放課後子ども教室推進事業：「子どもの居場所」として公民館や学校の余裕教室を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、放課後や週末に子どもたちが体験や交流を行う場として開設されてきたものです。異年齢で自由に遊んだり、文化体験やスポーツを楽しんだり、ものづくりや読書をするなど内容や実施の形態は地域によって様々です。

17市町 169 教室開設（24年2月現在）

「放課後児童クラブ」

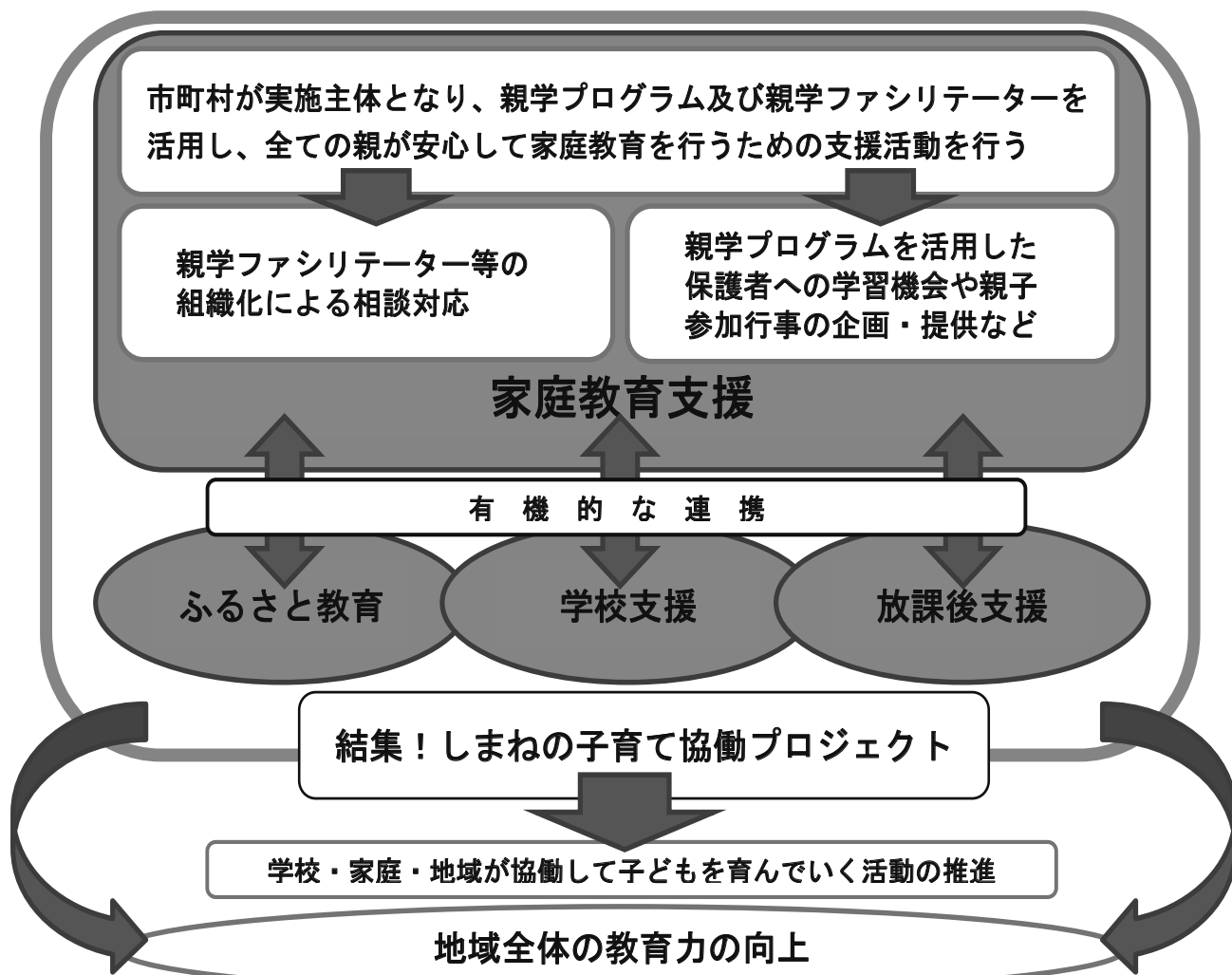
放課後児童健全育成事業：保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学校に就学しているおおむね10歳（小学3年生）未満の児童）に対して生活の場を提供するものです。専用のスペースがあり、専任の指導員が配置されています。

17市町 194 教室開設（24年2月現在）

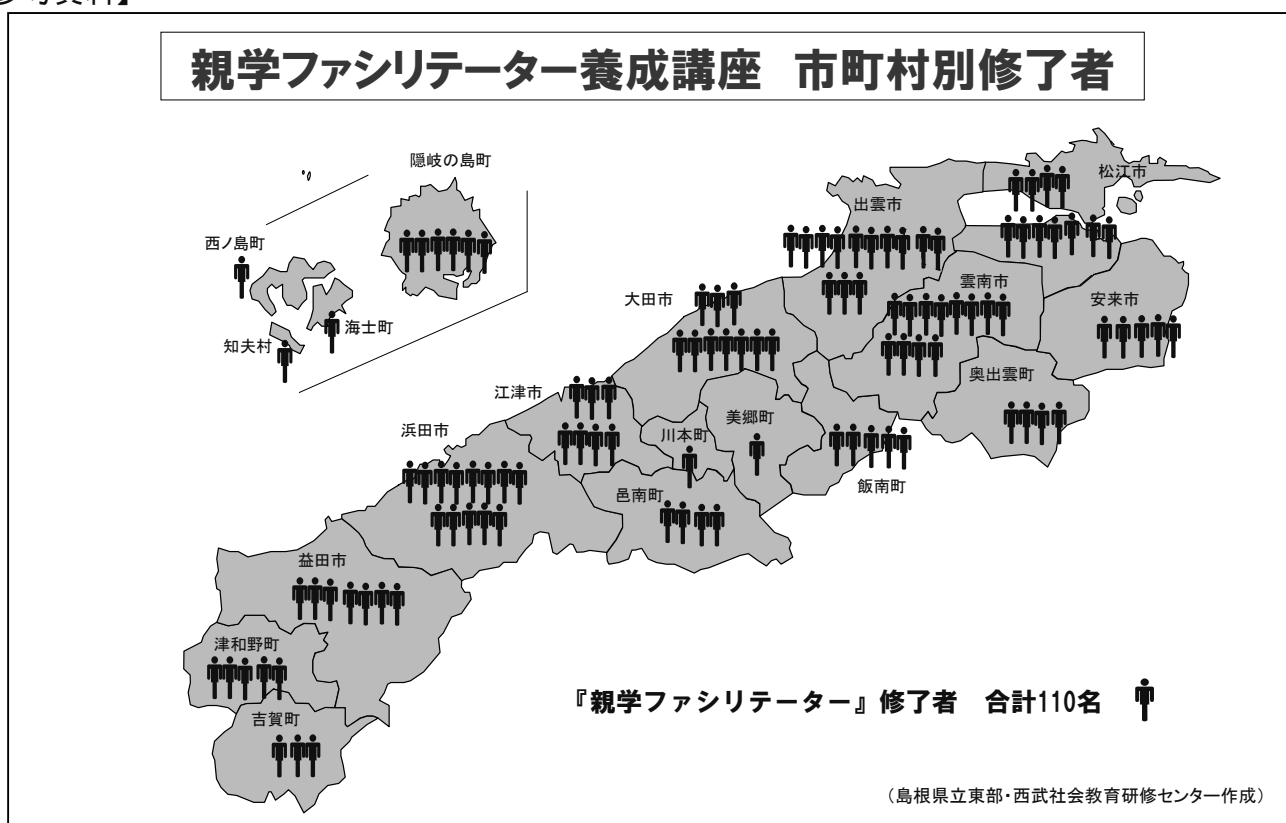
※国庫補助対象外クラブを含む

☆両事業で約86%の小学校区をカバー（24年2月現在）

家庭教育支援事業



【参考資料】



実証! 「地域力」醸成プログラムとは…

島根県教育庁社会教育課

【 課題意識は… 】

■ 「地域力」が、真正面から問われています。

- (1) いじめ、自殺、不登校、虐待、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、子どもの教育をめぐる現代社会の危機的状況は、様々な要因が複合的・重層的に絡み合っており、一種の「社会病理現象」とでも言うべき様相を呈しています。
- (2) この深刻な事態を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分に自覚し相互のしっかりとした信頼関係を築きながら、社会総がかりで教育力を再生していく必要があります。
- (3) すなわち、「地域力」(自治・自立の理念に基づく地域の底力)が、真正面から問われる状況にあると考えます。
- (4) このため、モデル公民館の具体的活動を通じて「地域力」醸成のプロセスを実証することにより、「地域力」の重要性について世論を喚起したいと考えます。

■ 公民館には、「地域力」を醸成するソフトウェアがあります。

公民館には、地域の課題解決に向けて住民を巻き込み、主体的な学習・実践活動に結びつけていくソフトウェアがあります。

- (1) 地域課題(地域福祉、安全安心、環境、子育てなど)を住民自ら解決していく
- (2) 地域づくりに意欲を燃やす住民・NPO法人等が集まってくる
- (3) 子どもから高齢者まで幅広い世代の住民を巻き込む

(注)「地域力」とは、住民が自ら地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた主体的な学習・実践活動に結びつけていく力、すなわち自治・自立の理念に基づく地域の底力のことを表しています。最近、「ソーシャル・キャピタル」という呼称でも注目を集めています。

【 公民館を取り巻く状況は… 】

■ 閉塞感打破への期待感があります。

- (1) 実感の乏しい景気回復。財政縮小に伴い地域は疲弊しています。
- (2) 限界集落の増加、著しい少子高齢化、若者の県外流出が進んでいます。
- (3) この閉塞感を打破し、地域の元気を取り戻してほしいという強い期待感があります。

■ 市町村合併後の地域の自立を模索する動きが出てきました。

- (1) 市町村合併後の慌たしさはおおむね収束しました。市町村議員定数の縮減など、地域に密着した「世話役」機能が後退しています。
- (2) 自立した地域づくりを急がなければ、広域化した行政区域の中で埋没してしまいかねない、といった危機感があります。

■ 子どもの教育をめぐる深刻な「社会病理現象」が見られます。

- (1) **家庭**は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。
- (2) **学校**は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど根が深く深刻な教育問題への対応に追われ、子どもや家庭と丹念に向き合う心理的・時間的な余裕を失いつつあります。
- (3) **地域**は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力を失いつつあり、学校への支援を含め、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。

(注)「**社会病理現象**」とは、いじめ、自殺、不登校、虐待、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、複合的・重層的要因によって生じている教育の危機的状態を表わしています。

■ 地域の大人が子どもの教育に関わっていく兆しが見られます。

- (1) このような状況の中、島根県では、次のような取り組みが進んできました。
 - ①「**ふるさと教育**」では、地域の大人たちが学校の教育課程（総合的な学習など）に積極的に関わりながら「**地域を学ぶ・地域で学ぶ・地域に学ぶ**」ための学社連携・融合の取り組みを、県内全ての公立小中学校・全学年・全学級で実施しています。
 - ②「**学校支援地域本部事業**」では、学校と地域との連携協力体制を構築し、地域ぐるみで学校運営を支援する体制を整備しています。
 - ③「**放課後子どもプラン**」では、「**地域の子どもを地域で育む**」取り組みを進め、年齢の異なる子どもたちが体験・交流する場を提供しています。
- (2) 平成24年度からは「**結集!しまねの子育て協働プロジェクト**」がスタートし、地域の「**ひと・もの・こと**」の情報バンクである公民館がそれぞれの活動に深く関わっていきます。

■ 公民館活動は、地域によって大きな格差・温度差があります。

- (1) おおむね小学校区単位に設置され、地域住民と密着した公民館の活動は、市町村合併後の地域において「最後の砦」となる貴重な社会資源です。
- (2) それぞれの沿革から、設置運営形態（公設公営方式、公設自主運営方式など）や、所管部局（教育委員会所管、首長部局所管）、職員体制（市町村職員、協議会職員）など、多種多様な方法で運営されています。

- (3) 行財政改革や、各種行政サービスのレベル調整の一環として、公民館の予算・人員の削減や公民館再編・統合の動きも散見されます。
- (4) 社会教育施設としての本来の姿である主体的な学習・実践活動よりも、行政の出先機関的な役割が優先されがちな傾向も見られます。

■ 事業の実績及び効果

①モデル公民館の選定

- ・県内の公民館から公募した企画提案を審査するため、公開で企画プレゼンテーション大会を開催。
- ・大会には、提案者だけでなく、県内の公民館職員、社会教育関係者、県・市町村の職員等が250名程度参加。「地域力醸成」を目指す公民館の熱意・意欲を体感し、今後の公民館活動の方向性を考える上で貴重な機会となっている。

【選定実績】

	H19	H20	H21	H22	H23	計
応募数	24件	24件	15件	15件	18件	96件(159館)
選定数	12件	12件	13件	10件	11件	58件(110館)

※県内公民館等数：347館

②実証事業の情報発信及び効果

- ・モデル公民館の選定から具体的な実践活動に至るまで、事業の様々な段階においてマスメディアで紹介されたほか、県のホームページ等を通じた広報を展開し、公民館活動に関する情報発信が拡大している。
- ・公民館の存在意義・役割について再認識する動きや、公民館を活用した地域課題解決の取組が広がり、住民自治活動の気運醸成に繋がっている。
- ・公民館職員の意欲の向上にもつながり、公民館を核に地域住民の参画と協働を進めている。

※平成22年度事業延べ参加者数 32,389名

※平成24年度は、これまでの成果を全県的に波及させていくため、事例を丁寧にも再検証し、地域力醸成のノウハウを調査・研究します。

■ 今こそ公民館活動に光を当てる必要があります。

- (1) 公民館活動の歴史は終戦直後に遡ります。公民館は、青年団、婦人会とともに戦後復興の原動力となった学習運動が原点です。つまり単なる箱モノではなく、住民の自主性・主体性に立脚した住民自治活動であり、現在の地域づくりの理念とも相通するものです。
- (2) しかし、公民館制度創設から60年近く経過する中で格差・温度差が拡大し、全国的にも逆風が吹き荒れていると言われています。
- (3) こうした状況のもと、公民館活動が永年にわたって培ってきた「地域力」醸成の取り組みに光を当てることにより、地域の大人を巻き込んだ学習・実践活動の重要性について、広く県民の皆様にも再認識を促したいと考えます。

選定モデル公民館

年度	公民館等の名称	実証事業のテーマ
平成21年度	松江市朝日公民館	地域文化を語り、在住外国人と私たちが共生できるまちづくり
	松江市本庄公民館	親子で家族で地域で中海の再生 ～水辺の楽校プロジェクトへの参画～ 子育て支援枠
	浜田市公連・旭自治区会	「あさひ 楽々教養講座」 知る楽しみ・伝える楽しみ
	浜田市国府公民館	国府地区 人の輪プロジェクト ～地域の事も体験を通して世代のバトンをつなぐ～
	浜田市井野公民館	みんなで守り育てる「井野の宝 山菜」～身近な「山菜」をみんなで「井野の宝」へ育て、人がふれあう自慢のふるさとづくりをすすめる～
	出雲市鳶巣コミュニティセンター	「縁∞絆」協働によるまちづくり ～命輝く鳶巣 永久に幸あれ～
	益田市191交流協議会「輝」	みどり輝く里山の 心をつなぐ いろは街道 仲間とつくりあう明るい未来
	益田市都茂公民館	父ちゃんの背中ではっかいぞ！&母ちゃんの♡はあったかいぞ！～体験を通じて親の輪、親子の輪、地域の輪づくり～ 子育て支援枠
	益田市小野公民館	「ひとまるの里 小野っ子」の確かな成長を目指して ～子どもの現状把握に基づいた、親学と子どもの体験活動支援を広げる～
	大田市仁摩公民館	声かけて、笑顔で創る「ふれ愛の郷・仁摩Ⅲ」～地域の安心・安全ネットワークの充実をもとめて～
	安来市広瀬交流センター	「ひろせ愛を広めたい」～住んで良かった わがまちひろせ～ 地域への愛着を深め、地域活性化・まちおこしに取組む
	平成22年度	江津市さくらえ公民館連絡会
雲南市加茂交流センター		「活力と魅力溢れる地域づくり」 家庭教育を軸として 多くの人々との多様な交流を通じて
浜田市周布公民館		「煌めけ☆周布!!」～スポーツを通して地域の健康づくり～
浜田市安城公民館		「弥栄で生きて生かされる」誰もが安心して“弥栄で生きてよかった”と思える町になるために…
浜田市三隅公民館		三隅氏復活プロジェクト「三隅伝 いにしえからの叫び」～三隅氏が輝いていた中世の歴史を語り継ごう～ 子育て支援枠
浜田市岡見公民館		伝承・伝播・伝達 てんでつたえに じげ岡見 ～ふるさと岡見を 次から次へ～
浜田市白砂公民館		「もったいない」で再生する地域の絆 ～受け継ごう 先人の思い 語り継ごう 次世代へ～
益田市北仙道公民館		一人ひとりがつながり、地域は地域で守る、活気あふれる北仙道
大田市温泉津公民館		まちのすべてが学びの場 ～「温泉津いろは楽校」2年生!～
飯南町赤来地区公民館協議会		伝えよう 囃子の音を後世に、広げよう 囃子の音で地域の輪!! ～囃子笛 伝承教室～
邑南町公民館連絡協議会		ふるさとまるごと博物館プロジェクト ～伝えたいこの子らに～「われら道ばた学芸員」 子育て支援枠
隠岐の島町都万公民館		高齢者だからこそできる地域づくりは、自分自身が光(高)齢者になることから!!
平成23年度	浜田市今市公民館	子ども活動が地域をつなぐ! ～子どもの笑顔をどまんなか～
	浜田市美川公民館	きてみんさい! 山里を活かすイキイキ美川 ～すんで元気・訪れて元気～ 中山間地域実践枠
	出雲市荒木コミュニティセンター	あらかブック&ネット・すぺーす 「荒木・みんなの居場所づくり事業」
	益田市真砂公民館	公民館・学校・地域商社との協働による地域運営の仕組みづくり 中山間地域実践枠
	大田市中央公民館	中高生のための「大田中央“絆プログラム”」～未来へつなげる地域の絆～
	大田市久利まちづくりセンター	産直市を通じた高齢者の生きがいづくりと交流による地域力の再生! 中山間地域実践枠
	大田市馬路まちづくりセンター	地域を生かした情報発信と受入れによる醸成事業 中山間地域実践枠
	大田市温泉津まちづくりセンター	大学生との交流機会を通じた地域のまちづくりの推進・定住交流人口拡大・雇用創出と伝統文化の保存継承 中山間地域実践枠
	奥出雲町三成中央公民館	キバメ! キコハチ群談 in みなり ～炭焼き窯のけむり便り～
	津和野町左鏡公民館	人との絆を深め、安全・安心な地域づくりを ～近隣の助け合いから地域の防災づくり～
	西ノ島町中央公民館	牧畑(まきはた)がつなぐ人と人 ～夫(ぶ)の精神(こころ)に学ぶ～

※平成19年度選定モデル公民館：松江市城北公民館・松江市白湯公民館・松江市法吉公民館・浜田市石見公民館・浜田市安城公民館・出雲市鳶巣コミュニティセンター・大田市福波公民館・安来市島田交流センター・雲南市西日登交流センター・邑南町公民館共同事業・吉賀町蔵木公民館・隠岐の島町公民館共同事業

平成20年度選定モデル公民館：松江市古志原公民館・松江市玉湯公民館・松江市来待地区公民館・浜田市美川公民館・浜田市公連金城自治区会・益田市安田公民館・大田市中央公民館・飯南町頓原公民館・美郷町公民館連絡協議会・津和野町左鏡公民館・吉賀町朝倉公民館・海士町中央公民館

※平成19年度～平成23年度 応募総数 96カ所 (159館) 選定数 58カ所 (110館)

実証！「地域力」醸成プログラム

課題意識

“人づくり”の拠点である公民館が培ってきた
「地域力」醸成のノウハウを結集しよう

【社会病理現象】いじめ、自殺、不登校、児童虐待、学力低下、体力低下、生活リズムの乱れ、引きこもり、社会体験の不足など

地域教育力が低下していると認識している人の割合：55.6% 低下している要因…個人主義が浸透しているため：56.1%
(出典)「地域の教育力に関する実態調査」(平成18年2月 文科省)

- 閉塞感打破への期待感
- 市町村合併後の地域の自立に向けた動き
- 子どもの教育を巡る「社会病理現象」
- 地域に根ざした住民自治活動の再興の必要

公民館には「地域力」を醸成するソフトウェアがある

モデル事業による実証

実証事業

大人世代を巻き込む！

【趣旨】

“人づくり”の拠点である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウ(=地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた学習・実践活動に大人世代を巻き込んでいく仕組み)をモデル公民館を選定して実証することにより、「地域力」の重要性について世論喚起

【事業内容】

- ①モデル公民館の選定件数：38カ所程度(継続21カ所・新規17カ所程度)
- ②選定方法
 - ・島根県公民館連絡協議会に「モデル公民館選定委員会」を設置
 - ・選定委員会は、学識経験者、公民館運営に造詣の深い者などで構成
 - ・公民館職員、地域住民、NPO法人、社会教育主事等の英知を結集して企画内容を精査
- ③実施段階での支援
 - ・公民館、地域住民等の自主性・主体性を精一杯引き出すことを基本とする
 - ・必要に応じて、社会教育関係者が、重点的に現場を応援
 - ・実証事業に要する経費について、モデル公民館の実情を踏まえて助成
 - ・「ふるさと教育」、「放課後子どもプラン」など県教委重点事業においても、公民館活動との連携を一層強化
- ④選定・実証・成果検証に至るプロセスの情報発信
 - ・モデル公民館の選定から実証事業、成果検証に至るプロセスを情報発信し、世論喚起を図る

【事業規模】

- ・島根県公民館連絡協議会へ事業委託として8,700千円【平成24年度予算】
- ※上記に加えて「中山間地域実践枠」、「地域の歴史・文化枠」など11,427千円 計20,127千円

公民館活動に光をあてる意義

- ① 住民主体の学習活動に結びつくことで、息の長い取り組みにつながる。→ 大人の意識改革
- ② 熱意ある住民・NPO法人等と公民館との接点を拡大し、継続的な人材交流が生まれる。
- ③ 地域の課題が深く掘り下げられ、奇をてらわない実効性のある取り組みになる。

「地域力」醸成の気運→地域の元気を取り戻す

平成 24 年度 ふるまい向上プロジェクトに関わる取組

社会教育課

1 「ふるまい向上プロジェクト」社会教育課の取組（計 5,170 千円）

◎親学プログラムの普及・拡大

「しまね学習支援プログラム」（通称：親学プログラム）を活用した学習活動が P T A 研修や公民館等多くの保護者や住民が集まる機会においてさらに積極的に行われるようにするために、「親学ファシリテーター」を養成を拡大するとともに、養成した「親学ファシリテーター」を派遣して地域における家庭教育支援やふるまい向上に関する学習活動の支援を拡大する。

◎公民館ふるまい向上プロジェクト助成拡大

地域住民を対象とする「ふるまい向上」（作法、しつけ、ことばづかい等）に関わる研修会や学習活動を実施しようとする公民館等に助成の拡大を行い、地域社会での「ふるまい向上」に向けた意識啓発をさらに行う。

2 親学プログラムの普及・拡大（3,070 千円）

○ 事業内容

①親学ファシリテーターの養成拡大

親学ファシリテーター養成研修（2日間×数回）を開催し、1年間に120名の親学ファシリテーターを養成する。（目標養成人数：3年間で240名／小学校区に1名）

②親学ファシリテーターの派遣拡大

親学ファシリテーター養成講座修了者に対し、フォローアップをしながら、「親学プログラム」を活用した研修会等への派遣を拡大することにより、市町村における研修会や公民館等の学習活動、保護者会や P T A 研修、教職員研修、職場研修などを企画・実施する人の支援を拡大する。

③親学プログラム（完成版）の周知

県内へのチラシの配布及び学校等への訪問により、完成した親学プログラムの広報を積極的に行い、その活用を促す。

3 公民館ふるまい向上プロジェクト助成拡大（2,100 千円）

○ 事業内容

「ふるまい向上」に関わる公民館関係者向け研修の開催や公民館単位に実施する活動を助成する。

・助成 @5万程度×40公民館程度

※1公民館10万円を上限とする。

※3年間で100館（県内公民館の約1/3）への助成を目標とする。

※事業実施エリアは、1公民館区または小学校区を原則とする。

※助成額については、県公連事務局において事業計画書の内容を審議の上決定する。

○ 実施主体

島根県公民館連絡協議会・・・委託（説明会及び助成に関わる審査、事務）

4 その他

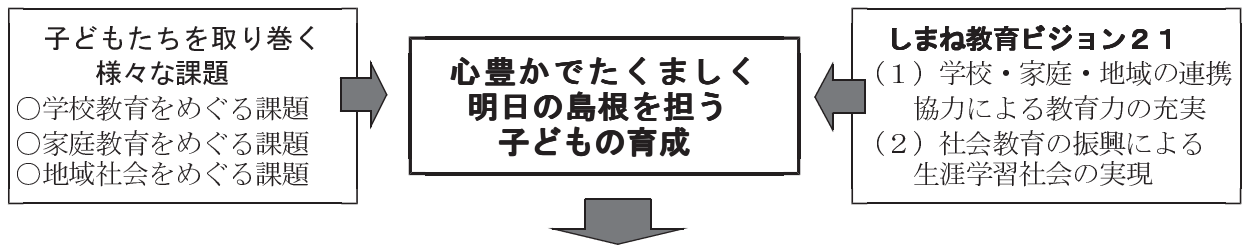
① P T A 組織への意識啓発

保健体育課健康づくり推進室が実施する「乳幼児期からの生活習慣づくり事業（P T A・保育所保護者会を対象としたモデル事業）との連携・協力及び島根県 P T A 合同連絡協議会への働きかけや研修会の開催により、単 P T A へのふるまい向上に対する意識高揚を図る。

②社会教育施設における意識啓発

県立図書館、県立青少年の家、県立少年自然の家での主催事業等において、社会教育研修センターと協力しながら、親学プログラムを組み入れた親子体験参加型イベント等を企画・実施するなどの親のふるまい向上に対する意識高揚を図る。

社会教育主事派遣制度の概要



県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣

以下の項目に重点を置きながら、地域における社会教育及び「学社連携・融合」の推進に関する事務に従事することを目的に、県の社会教育主事（社会教育主事資格を有する教員）を、希望する市町村教育委員会へ派遣する。

【重点項目】

- ①学校・家庭・地域が連携協力した社会教育及び「学社連携・融合」の推進
- ②地域の「ひと・もの・こと」を生かしたふるさと教育の推進
- ③市町村合併後の地域の自立に向けた人づくり・地域づくりの推進

【職務】

- ◆「学社連携・融合」の理念に基づく学校教育の充実と地域教育力の向上
 - 「学社連携・融合」の推進体制づくりとその運営に係る支援
 - 県教委の重点施策（結集！しまねの子育て協働プロジェクト等）の推進
 - 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のコーディネートと支援
 - 上記の課題に関する公民館活動との連携の構築
- ◆地域における子どもたちの豊かな体験活動の充実
 - 子どもたちを支える地域の大人の組織づくりと指導者の育成・養成
 - 青少年教育事業の企画、立案、運営
 - 地域の社会教育関係者、PTA、NPO等のネットワークづくり
- ◆市町村の社会教育担当者の養成
 - 公民館主事等社会教育関係者の養成 等

【派遣者数と派遣先】（平成24年度）

- ◆派遣者数 22名
- ◆派遣先市町村数 6市9町1村

【派遣期間】

原則として4年以内

期待される効果

- ◆「学社連携・融合」による学校教育の充実、地域社会との連携強化
 - 開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進
 - 地域をあげて学校を支援する気運の醸成 など
- ◆学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育の推進
 - ふるさとに愛着と誇りをもつ心豊かな子どもの育成
 - 地域の教育力の向上
 - 家庭の教育力の向上 など
- ◆地域の大人や高齢者を対象とする社会教育の推進
 - 地域の自立に向けた人づくり・地域づくり
 - 地域の課題解決に向けた幅広い学習・実践活動の推進

社会教育主事派遣人数の推移

事務所	市町村名	年	← 派遣社会教育主事(県負担10/10)			→ 地域教育コーディネーター(市町村負担1/2)												→ 派遣社会教育主事(市1/2、町村1/4)				市町村名
			1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012			
			H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24			
松江	松江市	松江市				1	1	1	1	1	1									松江市		
		鹿島町	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
		島根町		0.5	0.5																	
		美保関町	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
		八雲村	1		1	1	1	1	1	1	1	5	4	4	4	4	4	4	4			
		玉湯町	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
		宍道町		0.5	0.5	1	1	1														
		八束町				1	1	1	1	1	1											
東出雲町	東出雲町			1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1					
安来市	安来市	1	1												1	1	1	1	安来市			
	広瀬町																					
	伯太町																					
出雲	出雲市	出雲市																		出雲市		
		平田市	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
		佐田町			1	1	1	1	1	1	1											
		多伎町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2								
		湖陵町		1	1																	
		大社町	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
	斐川町	斐川町	1																			
	雲南市	大東町	1	1	1																	
		加茂町	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
		木次町	1					1	1	1	1	3	2	2	2	2	2	2	2			
三刀屋町		1			1	1	1															
奥出雲町	吉田村		1	1	1	1	1	1	1	1												
	掛合町	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
	仁多町																					
	横田町	1	1	1											1	1	1	1				
飯南町	頓原町	1	1												1	1	1	1				
	赤来町			1	1	1	1	1	1	1												
浜田	大田市	大田市						1	1	1	1											
		温泉津町				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		仁摩町	1	1																		
	浜田市	浜田市		0.5	0.5	1	1	1	1	1	1											
		金城町		0.5	0.5				1	1	1											
		旭町	1		1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	3	3	3	2			
		弥栄村	1			1	1	1	1	1	1											
	江津市	三隅町		0.5	0.5	1	1	1														
		江津市		0.5	0.5	1	1	1	1	1	1		1	1	1							
		桜江町	1	1	1																	
川本町	川本町	1		1	1	1	1	1	1	1	1							1				
	邑智町		1	1	1	1	1	1	1	1												
	大和村	1	1	1													1					
	美郷町																					
邑南町	羽須美村		0.5	0.5	1	1	1	1	1	1												
	瑞穂町		0.5	0.5							1	1	1									
	石見町	1	1				1	1	1	1												
益田市	益田市				1	1	1	1	1	1					1	1	1	1				
	美都町	1									1	1	1	1								
	匹見町	1	1		1	1	1															
	津和野町	1			1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1				
	日原町		0.5	0.5					1	1												
吉賀町	柿木村										1	1			1	1	1	1				
	六日市町		0.5	0.5					1	1												
隠岐	海士町	海士町	1	1	1	1	1	1	1	1					2	2	2	2				
	西ノ島町	西ノ島町		0.5	0.5												1	1				
	知夫村	知夫村		0.5	0.5	1	1									1	1	1				
	隠岐の島町	隠岐の島町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1				
派遣者数			29	29	30	32	32	32	29	32	32	25	21	19	18	19	21	22	22			
市			2	4	3	4	4	5	5	5	5	6	7	7	6	6	6	6				
町村			26	30	32	27	27	26	23	26	26	6	5	4	5	6	8	9	10			
			28	34	35	31	31	31	28	31	31	12	12	11	11	12	14	15	16			

子ども読書活動の推進

特別支援学校

特別支援教育室

特別支援学校図書館フレッシュアップ事業

《予算額 15,513千円》

- 環境整備員配置
- 図書・書架の整備
- 担当者研修

高等学校

高校教育課

県立高校図書館教育推進事業

《予算額 28,105千円》

- 県立高校司書配置事業
- 学校図書館人材育成事業
- 司書教諭養成事業

小・中学校

義務教育課

子ども読書活動推進事業

《予算額 144,172千円》

- 学校司書等配置事業
- 学校図書館の有効な活用方法に関する調査研究事業

(支援)

(支援)

(学校司書等研修の実施)

(調べ学習用図書の貸出)

県立図書館

社会教育課・県立図書館

子ども読書活動推進事業

《予算額 50,608千円》

H24 新規 家庭における未就学児の読書習慣の定着

- 0歳～6歳用図書の購入・貸出
- 未就学児のための図書コーナー整備費助成
- 体験・啓発イベントの開催
- 親子読書普及員の養成
- 読み聞かせボランティアや保育士等への研修

貸出

貸出

貸出

市町村立図書館

家庭での読み聞かせ

産科病院、3歳児健診、子育て支援センター、幼稚園、保育所等

- 親への読み聞かせ体験
- 子どもへの読み聞かせ

- ◇ 「ねえ！この本読んで。」プロジェクト
- ◇ 「読みメン」プロジェクト

目指すところは…

**家庭で、子どもが親に絵本の読み聞かせをせがみ、
親が子どもに絵本の読み聞かせをすること**

継続する（習慣化する）ために必要なこと
①親への普及啓発（『子どもは絵本が大好き』）
②読書環境の整備（良い本が身近にあること）

気に入った絵本を子どもが
家へ持ち帰ることができる
「本の宅配」の仕組みを作る
＝
本を読んで欲しいと願う
子どもの心のエネルギーで
人や本を動かす仕組み

幼稚園や保育所、子育て支援セン
ター等で、大人（読み聞かせボラ
ンティアや保育士など）が園児
（乳幼児）への絵本の読み聞かせ
を行い、その場でその読み聞かせ
した本を貸し出す。

産科医院や母親学級、公民館、
育児サークル等で、プレパパや
プレママ、乳幼児を持つ親、祖
父母に向けた啓発活動を実施。
読み聞かせに最適な絵本を使い
体験する機会を提供。

とりわけ父親にスポットを当て、
子どもと密接にふれあい絆を深
める絵本の読み聞かせの楽しさ
を体験してもらい、絵本を使っ
た子育てへの参画を促す
＝
読みメンはイクメンへの第一歩

「ねえ！この本読んで。」プロジェクト

- 県立図書館が選書した絵本990冊を市町村立図書館等に寄託
- 市町村において、幼稚園、保育所等での巡回活用や親子が集まる場所への貸出利用

1セット(箱)に10タイトル×複本3冊=30冊
1市町村あたり35セット

「読みメン」プロジェクト

- 産科医院等での読み聞かせ体験会や絵本展示会、小児病棟での読み合い等（親の集まり・親子の集まりなど様々な機会を活用）
- 体験・啓発イベント（あすてらす 8月5日）

プロジェクトを推進するための取組の例

- 選定した絵本を紹介するリスト冊子の作成、配布（6月までに実施）→ 県立図書館に納入された図書を展示（8月）
- 未就学児のための図書コーナー整備費助成 ※ 図書館・市町村立幼稚園等の公立施設を除く
- 読みメン啓発リーフレットの作成、配布（やってみようと思わせる内容、7月までに実施）
- 「子ども読書県しまね」公式キャラクターの活用（絵本の運搬箱、各種印刷物、親子読書普及員用エプロンなど）
- 広報にSNSなどのICTを利用（子ども読書県しまねHP、ツイッター、チラシ、各種メディアなど）
- 親子読書普及員養成講座（県内5か所）（乳幼児の親を対象に「親子読書のすすめ」を話すボランティアを養成）
- 読み聞かせボランティア、保育士・幼稚園教諭、子育て支援センター職員等への研修

